

第3編 分野別計画

基本目標8 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために

8-1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち 【環境保全】

施策27 脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策と環境保全の推進

目的	対象	市民, 事業者
	意図	人や生きものにやさしい, 環境負荷の少ないまちをつくる

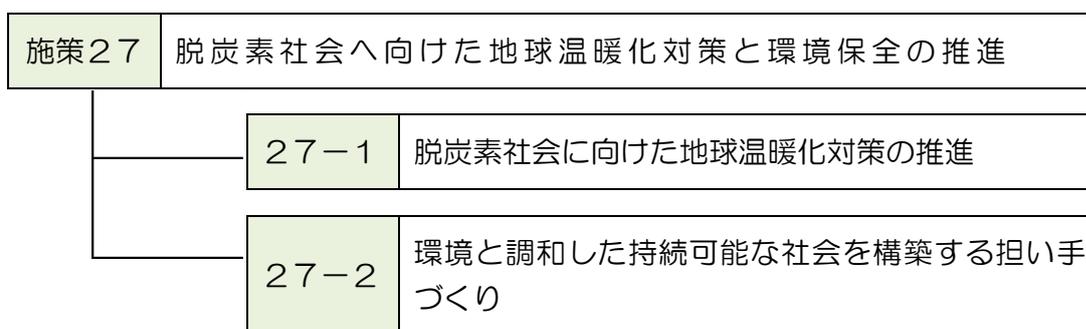
✚ 施策の方向

環境保全に係る情報発信及び環境学習等の充実による環境意識の醸成を図るとともに、温室効果ガスを削減する「緩和策」及び気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」を推進し、環境負荷の少ない持続可能な環境都市の構築を目指します。

✚ 施策のポイント

- 環境に配慮したライフスタイルへの転換促進
- 再生可能エネルギー等の利用促進
- 公共施設や行政活動における二酸化炭素排出量の削減
- 脱炭素社会の実現や環境保全活動の担い手となる人材の育成と活動支援
- 市民・事業者・市が連携・協働した環境保全活動の推進

✚ 基本的取組の体系



✚ 現状と課題

- 気候危機の深刻化、生物多様性の損失、水・大気環境の変化など、環境を取り巻く状況の変化は世界規模の大きな課題であると同時に、気候変動の影響により毎年のように記録的な自然災害が発生するなど、人々の身近な生活領域にまで及んでいます。
- 産業革命以降上昇し続ける世界の平均気温に対し、平成28年11月に発効したパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前から2℃未満に抑えること、1.5℃未満に抑える努力をすることが世界の共通目標として掲げられました。令和3年11月、COP26においてグラスゴー合意が採択され、

1. 5℃に抑える努力を追求すること、今世紀半ばのカーボンニュートラルと2030年に向けた気候変動対策が協定締約国に求められています。

- 国は、令和2年10月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、その後の令和3年6月には、地球温暖化対策推進法が改正され、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に明確に位置付けたことに加え、令和3年10月には、2030年度に温室効果ガスを平成25年度から46%削減、さらに50%の高みへ挑戦することを目標とした地球温暖化対策計画を閣議決定しました。
- 東京都は、令和3年3月に、2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減・再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくカーボンハーフを表明し、DXの推進などの視点も取り入れながら持続可能な復興を目指す「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を推進する「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定しました。また、令和4年9月には、東京都環境基本計画を改訂し、一定の中小新築建物への太陽光発電設備の設置等を義務付ける制度の創設について位置付けました。
- 令和4年2月以降、ウクライナ・ロシア情勢に伴い、原油や天然ガス等の供給不安が生じています。エネルギー自給率の低い我が国の足元を揺るがす脅威が市民の生活にも及んでいます。

- 令和3年4月、市と市議会は、気候変動の深刻な状況による危機意識を共有し、将来に向けて安定した気候に育まれた生活や文化を継承していくため、脱炭素社会の実現に向けて2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。



調布市ゼロカーボンシティ宣言文

- 令和3年度から計画期間がスタートした、環境に係るマスタープランである「調布市環境基本計画」、市域の温室効果ガスを削減する「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第4次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、長期目標として市域から排出される温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げています。区域施策編では、「めざそう 脱炭素のまち 調布 ～ひとりひとりの“かしこい選択”がつくる わたしたちの暮らしと未来～」を掲げ、中期目標として、2030年度に二酸化炭素排出量を2013年度比で40%削減するという目標を定めました。



令和12（2030）年のまちのイメージ
2030年のまちのイメージ

- 市は、行政の率先取組として、再生可能エネルギー設備¹を導入するとともに、公共施設で調達する電力を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー比率の高い電力への転換に取り組んでいます。今後も引き続き、太陽光発電等の再生可能エネルギーや高効率照明（LED照明）の導入、施設の用途に合わせた空調設備の選択や運用改善等に取り組む必要があります。

- 日常生活から廃棄されるプラスチックが、ごみとして海に流出することで、生態系破壊や人体への健康被害等の悪影響を誘発する海洋プラスチック問題が新たな環境問題になっていることを受けて、市は令和2年4月に、「CHOFUプラスチック・スマートアクション」を掲げ、市庁舎の自動販売機からペットボトルをなくすなど、使い捨てプラスチックの削減にも積極的に取り組んでいます。



市庁舎のペットボトルをなくした自動販売機と掲示

<啓発ロゴマーク>



¹ 「再生可能エネルギー」とは、エネルギー源として持続的に利用することができる、太陽光、風力、水力及び地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱並びにバイオマスを利用して得られるエネルギーのことをいい、得られたエネルギーを電気又は熱に変換する設備を「再生可能エネルギー設備」という。

第3編 分野別計画

- 深大寺・佐須地域の里山，水辺環境を活用した環境活動の推進として、「佐須農（みのり）の家」を拠点に，自然豊かな地域の環境資源を活用し，農業体験や雑木林ボランティア講座等の環境学習・環境保全活動の推進に取り組んでいます。



農業体験の様子

基本的取組の内容

27-1 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

◆脱炭素社会の実現に向けた総合的な取組の推進

調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づき，脱炭素社会の実現に向けた各種取組を推進します。

◆公共施設や行政活動における環境負荷低減の取組

環境マネジメントシステム²の運用による環境配慮型の行政活動や，市有施設及び公用車における二酸化炭素排出量の削減に率先的に取り組みます。また，プラスチックごみの減量や海洋流出防止に繋がる取組を積極的に実施するため，CHOFUプラスチック・スマートアクションに基づく取組を推進します。

◆再生可能エネルギー等の普及拡大

太陽光発電や太陽熱利用など，温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーについて，利用促進を図るための補助事業に関する情報提供に取り組みます。また，水素などの次世代エネルギーに関する普及啓発に取り組むとともに，電気自動車や燃料電池（水素）自動車等のZEV（ゼロエミッションビークル）の普及啓発を図ります。

◆環境配慮行動を促す意識の醸成

環境に負荷の少ない，また，二酸化炭素排出削減につながるライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発や住宅の省エネルギー化の促進等を図ります。また，環境フェア等のイベント，環境に配慮したライフスタイルの普及につながる事業を通じて，環境意識の醸成を図ります。

◆気候変動適応策の推進

気候変動による被害の回避・軽減を図るため，暑熱対策を推進するとともに，地球温暖化及び気候変動に関する情報発信を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市域から排出されるCO ₂ 排出量	—	78.1万t-CO ₂ (H25)	↓
市の公共施設及び車両から排出されるCO ₂ 排出量	1万5667t-CO ₂ (H29)	1万5843t-CO ₂ (H25)	↓

² 企業，事業所等の組織がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するにあたり，環境に関する方針や目標を設定し，これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みのこと。

基本計画事業候補

事業名	地球温暖化対策の推進	担当課	環境政策課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民・事業者に対して地球温暖化対策及び気候変動への適応に関する意識を浸透させ、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。 ・調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)に基づき、市民・事業者・市が一体となって、省エネルギーに取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入を促進し、地域と一体となった地球温暖化対策を推進します。 			

27-2 環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手づくり

◆連携・協働による環境保全活動の推進

市民・事業者・団体・学校等の様々な主体同士の情報交換や交流機会の創出、企業の社会貢献活動との連携等を通じて、環境保全活動の環（わ）の拡大を図るとともに、それぞれの活動を支援します。また、自治体間の広域連携による環境保全活動の取組を推進します。

◆環境教育・環境学習の充実

次代を担う子どもたちを含め、あらゆる世代におけるSDG_sを意識した環境学習を推進するとともに、環境保全についての学習の機会・場の確保を図ります。また、多摩川自然情報館や佐須農の家を拠点とした、行政・地域団体・事業者等の様々な主体による環境教育・学習を展開します。

◆環境活動体験機会の創出

武蔵野の面影が残る深大寺・佐須地域の環境資源を活用し、農業体験や雑木林の維持管理等の体験型環境活動に参加できる機会の創出により、市民・事業者等の自主的な環境保全活動のみならず、各主体との協働に向けた仕組みづくりに努めます。

◆生物多様性の保全に向けた取組の推進

多摩川自然情報館における各種イベントや生物多様性パネル展の実施等の取組により、生物多様性への関心を高め、都市の生活にうるおいを与える貴重な自然を大切にするための普及啓発を推進します。また、地域の生態系を保全するため、在来種の活用、特定外来生物（植物）への対策を推進します。

◆環境保全活動の活動支援と担い手づくり

環境保全活動に関する各種情報発信や環境フェア等のイベント、環境に配慮したライフスタイルの普及につながる事業の実施等を通じて、市民の環境意識の醸成を図り、環境保全活動の中心となる担い手づくり、様々な主体が協働して活動するための仕組みづくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数	1万683人 (H29)	8,712人 (R3)	
環境に配慮した取組を行っている市民の割合	—	調査中	

基本計画事業候補

事業名	環境学習・環境保全活動の推進	担当課	環境政策課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 多様な手法で環境問題に関する情報発信を行うとともに、多世代に向けた環境学習の充実、市民・事業者との協働による環境保全の取組や市民団体への支援等を行います。 環境に関心を持つ市民・事業者等と環境活動団体をつなぎ、担い手となる意欲をもつ市民を増やしていくため、環境を支える人材の育成と活動拠点の更なる活用・充実を図ります。 		

事業名	深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の保全・活用【再掲】	担当課	環境政策課 緑と公園課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 深大寺・佐須地域の豊かな環境を調布の財産として次世代に引き継いでいくため、崖線や水辺、都市農地等による里山環境など、水と緑溢れる地域の自然環境の保全・活用に向けた取組を推進します。 地権者との合意形成を図りながら、同地域における営農支援につながる取組を引き続き進めるとともに、地域の農に対する理解を促進するための取組や市民との協働による環境保全に向けた取組を行います。 市民団体やNPO法人等と連携し、深大寺・佐須地域の緑・自然環境を活用して自然体験型の環境学習を実施するなど、里山環境の保全意識を醸成する取組を推進します。 			



施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- オンラインの利活用（オンライン座談会，オンラインワークショップ等）
- SNSを活用した情報発信

共創のまちづくり

- 連携・協働による環境保全活動の推進
- 移動型円筒形太陽光発電設備の実証
- ZEV（電気・水素自動車等）の導入・普及

脱炭素社会の実現

- 地球温暖化対策実行計画に位置付けた各種取組の推進

フェーズフリー

- 災害時に活用可能な太陽光発電設備等の設置（再生可能エネルギーの利用促進）

施策28 水と緑による快適空間づくり

目的	対象	自然, 市民
	意図	自然が保全・創出される 自然との共生が図られる

✚ 施策の方向

人と自然との共生を目指すために、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある自然動植物の生息空間と緑豊かな美しい街並み・景観を形成する快適な空間づくりに取り組みます。

✚ 施策のポイント

- 自然豊かな都市環境の保全（地域制緑地制度等を活用した取組の推進、崖線樹林地の保全管理計画の策定等）
- 公園、緑地、崖線樹林地、農地などを含む緑の保全に関する取組の推進
- 老朽化した公園の施設・設備の計画的な更新
- 地域ニーズを踏まえた公園、緑地の整備
- 公園・公衆トイレの計画的な更新
- 自然環境が有する機能を活用して、多様な効果を得るグリーンインフラの考え方を取り入れた取組の推進

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と課題

- 市内に残されている崖線の緑は、自然の地形を残し、かつ市区町村界を越えて連続して存在する緑であり、東京の緑の骨格となっているとともに、崖線下には湧水や希少植物等の資源があり、都市化が進んだ東京の中で貴重な空間となっています。
- 市は、緑の保全と維持管理を推進するため、国分寺崖線・布田崖線・仙川崖線などの崖線の緑、雑木林、社寺林、屋敷林等について、公有化や民有地の借り上げ、地域制緑地制度¹の積極的な活用等を通じた保全に努めるとともに、市民・市民団体・事業者など各主体との連携・協働による維持管理に取り組んでいます。
- 令和4年3月には、自然の地形を残し、かつ市街地の中に存在するまとまった形の雑木林の樹林地である「緑ヶ丘みんなの森」について、樹林景観の維持や生物資源の保全と活用を図るため、「調布市崖線樹林地保全管理計画」を策定しました。
- 深大寺・佐須地域は、緑豊かな国分寺崖線や、崖線に由来する湧水を水源とする水路、その水路に沿って広がる田畑が一体となって、市街地の中にありながらも里山風景を残している地域です。市は、こうした深大寺・佐須地域の環境資源を、将来にわたって保全していくため、同区域内の土地の一部を活用し、深大寺・佐須地域農業公園の整備工事を行うとともに、令和6（2024）年度の開園（本格運用）に向けて、取組を進めています。
- 多くの市民が利用している生活に身近な公園について、年齢や障害の有無にかかわらず、誰にとっても使いやすい環境を整備していく視点を持つことが必要となっています。
- 調布市公園・緑地機能再編指針において、市は、多様な利用者がともに楽しめるよう、適正な機能配置を目指す観点から、「みんなが集い 憩いの場となる 魅力ある公園づくり」を基本理念に掲げるとともに、特色のある小規模な公園・緑地を増やし、それぞれの公園・緑地が機能を分担することで、地域全体で多様な利用者ニーズに対応していくことを、公園・緑地機能再編の基本的な考え方に据えています。
- 社会資本整備や土地利用計画等のハード・ソフト両面において、二酸化炭素の吸収源となる自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラについて、施策横断的な連携とともに、多様な主体と連携した取組が求められます。

¹ 都市緑地法に基づく「緑地保全地域制度」や「特別緑地保全地区制度」、生産緑地法に基づく「生産緑地制度」など、法令に基づく緑の保全・創出に関する制度の総称。

緑被率及びみどり率の推移

区 分	平成16年 (2004年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和元年 (2019年)		
	面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)	面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)	面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)	面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)	
立体的 みどり	屋 敷 林	24.27	1.1%	19.68	0.9%	18.50	0.9%	16.69	0.8%
	住宅・事務所等の植栽	96.32	4.5%	113.46	5.3%	116.20	5.4%	105.88	4.9%
	山林・平地林	39.19	1.8%	31.37	1.5%	29.07	1.3%	31.20	1.4%
	公園の緑	73.65	3.4%	69.58	3.2%	72.55	3.4%	72.40	3.4%
	公共施設の緑	64.98	3.0%	56.83	2.6%	50.08	2.3%	53.58	2.5%
	道路の緑	-	-	16.31	0.8%	16.06	0.7%	16.12	0.7%
	民間施設の緑	32.59	1.5%	33.19	1.5%	34.02	1.6%	31.10	1.4%
	社寺林	7.73	0.4%	8	0.4%	8.09	0.4%	7.86	0.4%
	果樹園・苗圃等	62.16	2.9%	50.67	2.4%	51.66	2.4%	48.00	2.2%
		400.89	18.6%	399.09	18.5%	396.23	18.4%	382.83	17.7%
平面的 みどり	田 畑	106.3	4.9%	95.93	4.5%	88.56	4.1%	80.64	3.7%
	草 地	208.39	9.7%	193.96	9.0%	183.59	8.5%	187.63	8.7%
		314.69	14.6%	289.89	13.5%	272.15	12.6%	268.27	12.4%
屋上緑化	-	-	-	-	1.60	0.1%	1.80	0.1%	
	715.58	33.2%	688.98	32.0%	669.98	31.0%	652.90	30.3%	
水面（水辺を含む）	98.77	4.6%	86.15	4.0%	64.15	3.0%	52.62	2.4%	
公園区域内	裸 地				9.59	0.5%	9.67	0.4%	
	人口被覆面				21.70	1.0%	21.02	1.0%	
	814.35	37.8%	775.11	36.0%	765.43	35.5%	736.21	34.1%	

※合計数値が合わないものは端数処理によるもの

✚ 基本的取組の内容

28-1 水と緑の保全

◆身近な水辺と崖線樹林地・里山の一体的な保全・活用

湧水・河川等の身近な水辺や、武蔵野の貴重な自然資源の維持保全を図るとともに、土砂災害警戒区域等における崖線樹林地等の計画を策定します。

◆緑の保全に向けた制度の活用

緑地の連続性や地域の特性を踏まえ、地域制緑地制度を活用した緑の保全に努めます。

◆公園・緑地等の公有化への対応

公園不足地域の解消に向け、公園・緑地（崖線樹林地を含む）の公有地化に向け取り組みます。

◆市民による緑の保全の促進

市民との協働による緑の保全を図ります。

◆緑化活動へつなげる支援・制度の充実

花いっぱい運動を推進するほか、生垣整備に係る費用の助成制度等の活用促進を図ります。

◆公園施設長寿命化計画の推進

公園の安全で快適な利用環境の維持・向上を図るため、調布市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の維持・補修を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
公共が保全する緑の面積※	149.07ha (H29)	149.40ha (R3)	

※指標の対象となるものは、市や都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対して、市が補助している保全地区。

基本計画事業候補

事業名	公園・緑地、崖線樹林地の保全	担当課	緑と公園課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 崖線樹林地等の保全を推進するとともに、崖線樹林地等における市民団体による保全活動に対する支援の充実を図ります。 地域住民による花いっぱい運動について、更なる拡充を図るほか、借地公園の公有化や公園施設長寿命化計画に基づく遊具や公園トイレの整備・改築を推進します。 			

28-2 水と緑の創出

◆公園・緑地機能再編整備プランによる公園・緑地の整備

緑の基本計画や調布市公園・緑地機能再編指針に基づき、地域の特性を踏まえた公園・緑地の計画的な整備を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市民一人当たりの公園面積	5.54㎡ (H29)	5.44㎡ (R3)	
公園面積	—	調査中	

基本計画事業候補

事業名	公園・緑地等の整備	担当課	緑と公園課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画に基づき、公遊園等の不足地域の解消を図るための整備を行います。 ・新たな公園の整備に当たっては、公園・緑地機能再編整備プランに基づき、市民参加手法を取り入れた取組を進めます。 ・崖線樹林地の活用・保全のための必要な整備を行います。 			

28-3 深大寺・佐須地域の里山環境の保全・活用の推進

◆深大寺・佐須地域の里山，水辺環境の維持保全

国分寺崖線の緑と崖線由来の豊かな湧水を水源とする用水路に沿って、都市農地や屋敷林等が広がり、武蔵野の面影を残す里山の風景が形成されている深大寺・佐須地域について、市民との協働の下、崖線や都市農地等の緑の保全に積極的に取り組むとともに、様々な生物の生息空間となっている地域の生物多様性の保全に取り組みます。

◆深大寺・佐須地域農業公園の運営

農の風景を継承する取組を推進するため、農のあるまちづくりの拠点として、深大寺・佐須地域に農業公園を整備し、市民が農に親しむことができる公園の運営に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
区域での環境学習等の延べ参加人数	6,023人 (H29)	1万46人 (R3)	

基本計画事業候補

事業名	深大寺・佐須地域の里山，水辺環境の保全・活用	担当課	環境政策課 緑と公園課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・深大寺・佐須地域の豊かな環境を調布の財産として次世代に引き継いでいくため、崖線や水辺、都市農地等による里山環境など、水と緑溢れる地域の自然環境の保全・活用に向けた取組を推進します。 ・地権者との合意形成を図りながら、同地域における営農支援につながる取組を引き続き進めるとともに、地域の農に対する理解を促進するための取組や市民との協働による環境保全に向けた取組を行います。 ・市民団体やNPO法人等と連携し、深大寺・佐須地域の緑・自然環境を活用して自然体験型の環境学習を実施するなど、里山環境の保全意識を醸成する取組を推進します。 			



施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例（案）

共創のまちづくり

- 市民等との協働による管理
- 花いっぱい運動の推進

脱炭素社会の実現

- 緑の保全・創出

フェーズフリー

- 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修
- グリーンインフラの考え方を取り入れた取組の推進

施策29 ごみの減量と適正処理

目的	対象	市民, 事業者
	意図	持続可能な社会の形成に向け, 3Rを推進する

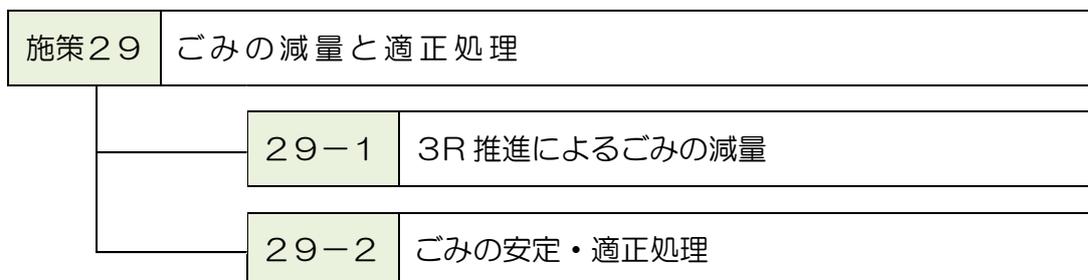
✚ 施策の方向

広報、啓発活動や支援事業の充実により、市民・事業者による3R（リデュース＝ごみの発生抑制、リユース＝再利用、リサイクル＝再資源化）の取組を推進します。また、地球環境にも配慮したごみの安定・適正処理に努め、循環型社会、自然共生社会、低炭素社会の3つの要素が連携した持続可能な社会を目指します。

✚ 施策のポイント

- 更なるごみの減量と資源化の推進
- ごみの長期的かつ適正な安定処理
- プラスチックごみの発生・排出抑制及び資源化によるCO₂の削減
- 市民・事業者との協働による3Rの取組の一層の推進

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と課題

- 市は、一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定める令和5年度からの「調布市一般廃棄物処理基本計画」において、令和5年度から令和12年度までの8年間のごみ処理及びリサイクル事業の基本的な方向を定めることとしています。同計画では、市民・事業者・行政のそれぞれが、これまでの発生抑制（リデュース）を最優先とすることのごみの3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再資源化（Recycle））に継続して取り組むとともに、新たな課題として廃棄物に係る施策においても地球規模の環境問題へ配慮することとし、互いに連携しながら、協働による取組を深化させることによって、持続可能な社会を目指すことを基本的な考え方として掲げています。
- 同計画に掲げた計画（数値）目標である、令和12（2030）年度までに市民1人1日当たりの総ごみ排出量¹（総ごみ排出原単位）688g/人日、二酸化炭素（CO₂）削減量2948トン（令和3年度比25%減）、最終処分量ゼロの達成に向け、ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組みます。
- 近年、家庭系ごみ、資源物（集団回収を含む）、事業系可燃ごみを合計したごみの総排出量は、平成30年度までは減少傾向であったものの、令和元年度の消費税の改定及び令和2年度以降はコロナ禍の影響による巣籠もり需要が高まったことなどから、家庭系ごみは増加傾向に転じました。また、家庭系の燃やせるごみの約4割を生ごみが占めています。
- 粗大ごみ、資源物（びん・缶・古紙・古布）はクリーンセンターにて解体・選別等が、燃やせないごみ、有害ごみ、容器包装プラスチックは、ふじみ衛生組合のリサイクルセンターにおいて破碎・選別・梱包等中間処理されており、近年の資源化率は全国と同規模自治体（人口10万人以上50万人未満）の中においても高水準を維持しています。
- 令和4年4月施行の、プラスチック資源循環促進法に対応した、プラスチックごみの削減及び資源化に向けた、排出から処理までの一連した取組の検討が求められています。
- 令和5（2023）年度からのごみ行政のマスタープランとなる令和4年度策定の「調布市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、引き続き、ごみの発生抑制を最優先として、市民や事業者等の3Rの取組を促進し、プラスチックごみの削減及び資源化や、組織横断的な連携による食品ロス対策をはじめとする更なるごみの減量及び資源化に計画的に取り組む必要があります。
- 国・東京都と連携し、市民や事業者等の多様な主体と力を合わせて、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「調布市ゼロカーボンシティ」を令和3年4月に宣言し、SDGsの目標達成につながる循環型社会への転換や脱炭素社会の実現などを廃棄物に係る施策の側面から推進します。また、海洋プラスチックごみ問題に対する独自の取組を実践するため、令和2年4月に「CHOFUプラスチック・スマートアクション」の取組を立ち上げ、職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により、プラスチックごみの減量や海洋流出防止につながる取組を積極的に進めています。
- ふじみ衛生組合を構成する三鷹市と連携・協働し、将来にわたって安全なごみ処理を安定的に行うことができるよう、ふじみ衛生組合リサイクルセンターの老朽化に伴う施設更新を着実に進めることで、ごみ処理施設の適正管理を図る必要があります。また、焼却施設であるクリーンプラザふじみも、将来を見据えた施設運営の方向について検討する必要があります。
- 東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設について、令和8年度以降の事業継続の方針が決定したことから、施設の老朽化に伴う施設更新において、構成団体として参画し、ごみの最終処分事業の適正管理を図る必要があります。

¹（家庭系ごみ＋事業系可燃ごみ＋資源物）/人口×365（366）

基本的取組の内容

29-1 3R推進によるごみの減量

◆3R推進に向けた意識啓発・環境教育の徹底

市報、市ホームページ、広報誌「ザ・リサイクル」、市公式SNS、ごみアプリなど様々な媒体を活用した積極的な情報発信とともに、クリーンプラザふじみの施設見学や出前講座を通じた環境教育を推進することで、3R推進への意識啓発を行います。

◆ごみの発生・排出抑制の取組推進

ごみの発生抑制を最優先とした、3Rの推進に取り組みます。特にプラスチックごみの発生・排出抑制や、食品ロス対策などに取り組みます。

◆ごみの資源化の推進

剪定枝資源化支援事業、粗大ごみの再生利用、廃家電製品からの有用金属を取り出す取組、プラスチック類の資源化を推進するほか、事業者と連携した資源化を進めます。

◆ごみ処理計画の推進

令和5（2023）年度からの調布市一般廃棄物処理基本計画に基づき、3Rの推進及びごみの適正処理を計画的に進め環境負荷の低減を図ります。

◆市民・事業者による自主的な3Rの取組に対する支援

資源分別収集のほか、資源物地域集団回収事業及び店頭回収や生産者による自主回収など、3Rの取組に対する支援・連携に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市民1人1日当たりの総ごみ排出量※	—	715.0g (R3)	

※資源物（紙類・缶・びん・プラスチックなど）を除く

基本計画事業候補

事業名	ごみの減量と資源化	担当課	ごみ対策課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者による3Rの推進に向け、ごみの減量・資源化の広報・啓発に取り組みます。 資源物地域集団回収事業、粗大ごみ再利用事業、剪定枝資源化支援事業、小型家電製品の資源化事業等について、事業者との連携事業等の実施により、資源化の取組を推進します。 			

29-2 ごみの安定・適正処理

◆排出指導の充実

分かりやすい広報・啓発の継続，分別排出指導の充実に取り組みます。

◆不法投棄対策の充実

関係機関との連携によるパトロールにより，不法投棄の未然防止と併せて，早期発見，排出者における適正処理の促進を通じて，公衆衛生の保持に努めます。

◆資源物持去り対策の実施

市民からの通報も含めた監視強化を図るとともに，重点地区のパトロールを継続し，廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく対策を推進します。

◆適正かつ安定的な処理の確保

現在の収集・運搬体制を維持しつつ，排出量やごみ質，社会経済状況等の変化に柔軟に応じ，適宜効率化や見直しを図ることで安定した社会インフラ事業の継続を図るとともに，最終処分事業の維持・継続に取り組み，最終処分量ゼロを堅持します。また，焼却施設，リサイクル施設，最終処分施設，クリーンセンターの安定稼働に努めます。

◆ごみ処理施設の更新に向けた検討・協議

ふじみ衛生組合のリサイクルセンター，東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の更新に向けた検討・協議を行います。

◆災害廃棄物処理体制の強化

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより，市民の生活環境を確保し，速やかな復興を推進していくことを目的として，災害廃棄物処理計画の策定に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
最終処分(埋立)量	0 (H29)	0 (R3)	➔

基本計画事業候補

事業名	ごみの適正排出・適正処理の推進	担当課	ごみ対策課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出指導，ごみの適正分別，不法投棄対策，資源物持去り対策，ごみの適正処分により，ごみの適正排出を促し，適正処理を図ります。 ・ふじみ衛生組合のリサイクルセンター，東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の更新について，構成団体として検討を行います。 		



施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- ごみアプリ，フードシェアリングサービスアプリの活用

共創のまちづくり

- 廃棄物減量及び再利用促進員等と連携した，ごみ減量及び資源化の取組推進
- ごみ探検隊，ごみ減量キャンペーン，事業者との連携による3Rの推進

脱炭素社会の実現

- 更なる分別の促進
- 製品プラスチックの資源化
- 指定収集袋へのバイオマスプラスチック導入
- 企業（生産者）が取り組むペットボトルの水平リサイクル技術・システムを活用した二酸化炭素の削減の取組
- 食品残渣を活用した資源循環モデルの実証
- 事業者と連携した，環境負荷低減に向けた3Rの促進

フェーズフリー

- ふじみ衛生組合リサイクルセンターの強靱化

施策30 快適な生活環境づくり

目的	対象	市民, 事業者
	意図	安心して暮らせる環境を維持することができる

✦ 施策の方向

生活環境被害の防止対策, まちの美化活動, 路上喫煙対策, 下水道施設の機能維持などについて, 市民, 地域, 事業者, 市がそれぞれの役割に応じた取組を進め, 市民が安心して暮らすことができる環境を維持します。

✦ 施策のポイント

- 特定粉じん物質(アスベスト)への対応など, まち公害派生防止の取組の推進
- 路上喫煙対策を含むまちの美化活動の推進
- 持続可能な下水道事業経営の構築

✦ 基本的取組の体系



✦ 現状と課題

- 市民が安心して暮らすことができる生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、特定粉じん物質（アスベスト）等について、東京都との連携を図りながら、監視体制の継続や的確な情報発信を行うとともに、規制や指導による未然防止に努める必要があります。
- 市は、調布市都市美化の推進に関する条例に基づき、まちの環境美化活動を推進しています。その中で特に美化を推進する必要があり、かつ、地域の方々の美化意識が高く、積極的な美化活動を進めている地区を「美化推進重点地区」に指定しています。令和4年3月末現在、同地区に指定された地区は8地区あり、市民・事業者による定期的な清掃活動が実施されています。
- 受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的として、令和元年7月1日に、「調布市受動喫煙防止条例」を施行し、市内9駅周辺の路上等を「調布市路上喫煙禁止区域」に指定するなど、受動喫煙対策と連動して、路上喫煙対策に取り組んでいます。
- ごみのポイ捨てや喫煙等のマナーを守るよう、市民の意識啓発を図るとともに、清掃等の美化活動や美化対策、屋外喫煙対策の推進によって、快適な都市環境の確保に努める必要があります。
- 下水道施設の維持管理では、道路陥没事故等を未然に防止するため、目視やTVカメラによる点検・調査により管路の状態を確認し、緊急度を判定したうえで修繕や改築・更新を行う老朽化・劣化対策に平成27年度から取り組んでいます。この取組により、壊れてから直す事後保全型の維持管理から、不具合や劣化が生じる前に対応する予防保全型の維持管理への転換を目指しています。市の下水道管路は、今から40年以上前の都市化が進んだ昭和40～50年代に集中的に整備しており、今後老朽化が急速に進行していくことから、今後の効果的・効率的な対応に向け、予防保全型の維持管理への転換を更に進めていく必要があります。
- 仙川汚水中継ポンプ場について、老朽化・災害による機能不全リスクの解消、長期的な事業費の縮減及び脱炭素社会への貢献等に向け、ポンプによる圧送方式から下水道管路の新設による自然流下方式へ切り替えるため、自然流下化事業として下水道管路新設工事を進めています。
- 循環型社会形成に寄与する取組として、下水道工事において、エコセメントや下水汚泥焼却灰を活用したコンクリート製品を継続利用していますが、地球温暖化の影響が深刻化する中、脱炭素社会に貢献する更なる取組を検討する必要があります。
- 公共施設の整備や民間の宅地開発などの排水設備接続協議の際に、雨水流出の抑制、河川の水質改善、地下水の涵養といった効果を期待できる雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を進めています。
- 下水道事業においては、令和2年度に移行した公営企業会計により明らかになった減価償却費などの費用と下水道使用料などの収益の対応関係や、資産や負債に関する情報を活用することで、中長期的な視点に立ち、支出と収入のバランスを確保しながら、持続可能な下水道事業経営につなげる必要があります。

基本的取組の内容

30-1 生活環境の維持向上

◆情報提供の推進と意識啓発

事業者や市民一人一人における、安全で快適な生活環境に関する意識を高めるため、市ホームページなどを活用した、生活環境への配慮等に対する意識啓発を推進します。

◆公害のない環境の維持

大気汚染等の調査を実施しつつ、関係機関と連携した公害発生の防止に努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
騒音や悪臭等の公害対策について不満を感じる市民の割合	19.5% (H30)	14.1% (R3)	↓

●その他の主な事業

- ・大気汚染、河川水質等の調査監視と啓発

30-2 美化活動の推進

◆まちの美化の推進

美化推進重点地区における自主的な美化活動を支援するとともに、多摩川・野川、調布駅前、飛田給駅前におけるクリーン作戦を実施します。また、受動喫煙対策に連動した屋外喫煙対策や、路上喫煙禁止区域の指定をはじめとする屋外喫煙対策の取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
美化活動に参加した市民の数	9,075人 (H29)	3,731人 (R3)	↑

基本計画事業候補

事業名	都市美化の促進と路上喫煙対策の推進	担当課	環境政策課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・美化推進キャンペーンによる啓発活動、定期的な清掃活動を実施・支援します。 ・路上等喫煙禁止区域の周知及び喫煙者に対して、喫煙のマナーの向上を図ります。 		

30-3 持続可能な下水道事業経営

◆下水道施設の予防保全管理への転換の推進

調布市下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の老朽化・劣化対策や仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化事業を着実に推進します。また、予防保全型の維持管理への転換を持続するため、官民連携手法の一つである、下水道管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入を検討・推進します。この他、調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき、下水道管路の耐震診断を継続し、管路の耐震性能の把握を進めます。

◆水環境の保全・再生に向けた取組

雨水浸透施設の設置や雨天時放流水の水質調査を引き続き推進します。

◆下水道資源・エネルギーの有効利用

エコセメントや下水汚泥焼却灰を活用したコンクリート製品などの資源化製品の利用を継続します。また、下水道管路内の下水道熱の性質を踏まえ、冷暖房等の熱源としての利用可能性を検討します。この他、市内の下水を処理している森ヶ崎水再生センターを管理する東京都と連携し、温室効果ガス排出量が少ない水処理設備や汚泥処理設備への更新事業費を負担します。

◆下水道事業の財政マネジメントの向上及び情報発信の強化

調布市下水道ビジョンに基づき、中長期的な収支見通しを踏まえた事業費の平準化や財源確保に向けた検討を進めます。また、普段目にすることが少ない下水道の仕組みや役割、経営情報や抱えている課題等について、市民にとって分かりやすい情報発信に努め、情報の共有化を進めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
下水道施設の老朽化・劣化対策における管路点検延長累計	—	6,036スパン※ (R3)	

※スパンは、マンホールとマンホールの間を1スパンとする単位。市内全域で約2万3,000スパンある

基本計画事業候補

事業名	下水道施設の浸水・地震対策の推進[再掲]	担当課	下水道課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・粕江市と連携し、令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策を進めます。 ・浸水対策のマスタープランとなる雨水管理に関する総合的な計画の策定を通して、市内全域を対象とした浸水対策に向け、取り組みます。 ・調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき、下水道管路の耐震診断等を継続するとともに、今後の実施方針を策定します。 			

第3編 分野別計画

事業名	下水道施設の老朽化・劣化対策の推進	担当課	下水道課
事業の概要	・調布市下水道ビジョンに基づき、計画的・効率的な予防保全型の維持管理を進めます。 ・下水道管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入を検討・推進します。		



施策の推進，成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- 下水道管路の維持管理情報，排水設備申請手続のデジタル化

共創のまちづくり

- 地域住民による自主的な清掃活動への支援
- 市民との協働による定期的な清掃活動（クリーン作戦）
- 下水道管路の維持管理業務への包括的民間委託導入

脱炭素社会の実現

- 下水熱利用可能性の検討
- 雨水浸透施設の設置

フェーズフリー

- 下水道施設の予防保全の推進